

平成 25 年 4 月 1 日

株式会社アソシア

## 保険業法等の改正に伴う、普通保険約款の改定について

平成 25 年 4 月 1 日から改正保険業法等が施行され、弊社が少額短期保険業者としてお引き受けできる保険契約の範囲が、下記の通り変更されましたのでお知らせいたします。  
(これに伴い、弊社の取扱保険商品の普通保険約款および特約条項を一部改定いたしました。)

### 記

#### ◆ 被保険者 1 人についての保険金額合計額の上限 ◆

被保険者 1 人についての保険金額（保険金の支払限度額）の合計は、次の金額が上限となります。（低発生率保険(※)の保険金額合計額は、別枠で次の金額が上限となります。）

※ 弊社の場合、家財総合保険における個人賠償責任担保特約および借家人賠償責任担保特約が、低発生率保険に該当します。

#### 【改正前】

5 0 0 0 万円

#### 【改正後】

- 新規契約：3 0 0 0 万円
- 更新契約(※)：5 0 0 0 万円

※ 平成 2 5 年 3 月 3 1 日時点において有効に成立しているご契約を引き続き更新する場合、およびこれに準ずる場合をいいます。

以上